

# しゅうニャン市パートナーズ規約

## 第1条(名称)

本会の名称は、「しゅうニャン市パートナーズ」(以下「パートナーズ」という。

## 第2条(目的、運営)

1. パートナーズは周南市のシティプロモーション推進事業の一環として、本市の魅力を市内外へPRするとともに、市民のシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。
2. パートナーズの運営は、周南市政策推進部広報戦略課が行う。

## 第3条(事務局)

パートナーズの事務局は周南市政策推進部広報戦略課に設置する。

## 第4条(会員)

パートナーズは、趣旨に賛同し、申し込みをした事業者をもって構成する。

## 第5条(入会費、年会費)

パートナーズの入会費、年会費は無料とする。

## 第6条(役割)

パートナーズの役割は、次の通りとする。

- (1) 「しゅうニャン市」に関するポスターの掲示等の協力
  - (2) 「しゅうニャン市」のロゴデザインを利用した商品及びノベルティ等の製作
- 但し、パートナーズのPR活動は、しゅうニャン市プロジェクトのブランドイメージ維持のため制約を受けることがある。

## 第7条(特典)

パートナーズは、次の事項に掲げる特典を受けられる。ただし、特典の内容は変更となる場合がある。

1. 「しゅうニャン市」特設サイトへの掲載及び成果物の紹介

## 第8条(免責)

パートナーズが「しゅうニャン市」に関する催事等に参加し、自己の責任により事務局及び第三者に損害を与えた場合は、会員自らその賠償責任を負うものとする。

## 第9条(個人情報)

事務局は、事務局が取得する会員の個人情報について、周南市が制定する「周南市個人情報保護条例」に基づき、適切に管理・運用するものとする。

## 第10条(本規約の変更)

当会は本規約を随時変更できるものとする。

## 第11条(本規約の有効期間)

本規約の有効期間は、附則に定める最新の規約変更日から、次に管理者が変更を行うまでの期間とする。

## 附則

この規約は平成29年1月22日から施行する。